

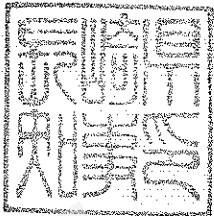
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社こっこー 代表取締役 榎岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 5年 2月13日
許可の有効年月日 令和10年 2月12日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上14種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無